第十二条第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に改め、同項の表の第二号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第三号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第十三条第二項中「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項（」を「次条第一項（」に、「第十三条の二第一項本文」を「同条第一項本文」に改め、「「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と」を削る。

第十三条の三を削る。

第十三条の四第一項中「において死亡し、又は事業」の下に「（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第十三条の四第一項の」を「第十三条の三第一項の」に改め、「「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の二第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を削り、同条を第十三条の三とする。

第十四条の二第二項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加え、同条第三項中「第十四条の二第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「、これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十五条第二項中「第十五条第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「、これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十九条第一号中「から第十条の四まで」を「、第十条の三」に改める。

第二十条第一項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十六条第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービスに」を「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに」に改め、同項第五号中「によつて障害児施設医療費」を「によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「係る障害児施設医療」を「係る障害児入所医療」に、「障害児施設医療費の」を「障害児入所医療費の」に、「障害児施設医療に」を「障害児入所医療に」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十九条の三第六項中「方法の特例」の下に「、特定外国株式の取得に係る所得税法第二百十八条の三の二の規定の特例」を加える。

第三十条の二第一項中「昭和五十六年から平成二十四年まで」を「平成二十四年から平成二十七年まで」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「同条第四項第二号ロ」を「同条第五項第二号ロ」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「百分の二十」の下に「（当該収入金額が三千万円を超える場合には、その超える部分の金額については、百分の十）」を加え、同条第三項及び第四項中「添付」を「添付」に改め、同条第五項及び第八項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第三十一条の二第二項第九号中「マンション建替事業を」を「マンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る」に改める。

第三十三条の六第二項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「イ及びニ又はロ及びニ」を「イ又はロのいずれか及びハ」に改め、「又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）」を削り、「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「造成され、又は建設される宅地又は住宅」を「造成される宅地」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）」を削り、同号ニを同号ハとする。

第三十六条の二第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「二億円」を「一億五千万円」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「二億円」を「一億五千万円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削り、同項の表の第二号の上欄中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第三号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第四号中「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置」を「特定資産」に改め、同表の第五号中「イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域」を「既成市街地等」に、「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第六号中「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第八号中「（政令で定めるものを除く。）」を削り、同表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第三項及び第四項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の三第二項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の九の二第六項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。